1 宿駅 制の破綻

ので、しだいに増加する負担に耐えられなくなった兵庫駅では、文政二年(一八一九)十一月、助郷村々に対 し、代金納ではなく、正人馬の提供に切り換えるよう求めた。 文政年間の兵 庫助郷村争論 まったのは明和八年(一七七一)からである。その後、この賦課金の総額は変わらなかった 兵庫駅に助郷村が設定されて、その指定五○ヵ村 (箋原・八部両郡内)からの人馬代金納が 始

が、文政二年ではそれぞれ四○○文・一貫四○○文に値上がりしているのに、駄賃銭の方は一○○文・一六 駅所の試算によると(表質)、明和八年当時人馬の費用は、 ところで、低く抑えられていたから、その差額分が駅所の負担増となったことに因っている。 これは、 交通量の増加によって、しだいに継立て人馬の費用が増大するのに対し、駄賃銭は幕府の定める に据え置かれていたから赤字幅は二倍以上に膨張していたという。 人足一人一五二文・馬一匹七○○文であったもの この時の兵庫

五文六分

(本馬軽尻平均)

この要請を受けた助郷村側では、正人馬の提供は、

駅所から離れた村々では往復だけで一~二日を要し、

第五章 幕末の社会

231 兵庫駅人馬賃銭経費の推移

風損干損があり、

この年もそのまま過ぎてしまった。

そして文政七年、

(単位:	文)
C. 1 . 1044 4	/ //

行所では、

項目	年代	明和8年(1771)	文政 2 年(1819)
占	経 費	152	400
人足一人	受取賃銭	100	100
人	差引不足	52	300
馬	経 費	700	1, 400
	駄賃銭	165.6	165. 6
匹	差引不足	534. 4	1, 234. 4

資料:『神戸市史』資料 2

今回

これまでの提示額よりさらに五分を減じて、一〇〇石に一九匁五分

正人馬か増銭かの選択を勧め、

増銭の場合はとくに

接村側を呼び出して、

出願し、 三年六月には各村惣代が会合してお互い H 兵庫 0 提供が実質二~三日になり、 長期にわたる争論が 側 は 正人馬が 不可能なら増銭ででもと、 始まった。 農繁期にでも重なれば耕作への影響が大きいとして容易に承引しな の結束を固めている。 繰り返し要請したが、 ついに翌文政四年兵庫駅側は大坂町奉行所に 助郷村側はこれ を拒 み 続 文政 2

ねている困窮の状況で、 文政四年八月助郷村々を召喚し、 正人馬も増銭も今以上の負担増はとても困難であると、 てい 駅所 への助成を勧めたが、 村側 全村一致の返答書を提出 は、 通常の年貢さえ納め カン

春と夏の二回にわたって村側を説得し、 は膠着したまま経過した。 矛盾も生じてくる。 いうことになるから、 しかし、 る。 確 か 村 K 助郷役は、 々 の意向は変わらなか この時は奉行も無理押しはしなかった。そのため 方の難渋を救うために他方に難渋を加えるという まる一年以上おいて文政六年に入ると、 指定された村だけが余分の負担を強 9 た。 一村ごとの返答書提出を命じて そのうえこの年の秋は各地 5 奉行は れると 熊

幕府側はこの問題に決着をつけようとしたとみえ、

同

849

厘とする、 もしもこれを拒むならその困窮の程度について村改めもあり得るとして返答を求めたという。

々に続い つき四○匁三分余となり、 村改めという強硬な処置で争う不安もあって、 を奉行に提出して、 その他の村々も同月二十五日立会いのうえ、 五年に及んだ争論も決着をみることになった。これで負担総額は掛り高一○○石に およそ二倍に増えている。 村側はついに増銭に応ぜざるを得ないと判断し、 このように定賃銭の制は、 駅所助郷村双方連名の対談落着の口上書を作成 実質費用との差がしだいに Ш 田

大きくなって、

実情に適応できなくなっていた。

この るようになった。 でに利金滞りによる下付金の不足減額もあり、 停止されてしまった。 減額などをみながらも継続されていた。ところが天保改革の影響で天保十三年 (一八四二) には急に下付金が を進めたらえで、 拝借銀による仕法は兵庫だけでなく、西宮など他駅にもみられ一駅所だけの問題ではなかった。 方、安永四年 (一七七五) に始まった拝借銀による駅所救助の方は、文化十四年 (一八一七) 以後は この仕法の継続を図ることにし、ようやく嘉永六年(一八五三)になって下付金が復活され しかし、 しかも駅所維持の困難な状況に変化はなく、兵庫駅所ではその復活を代官に訴えた。 以後も金額はしだいに漸減する傾向にあったことは否めない。 代官所では駅所の困窮を認めて、 これを機会に貸付金の整理 部に

方 つから 反対で差し止められてい 運送業の実現 は酒米という南北相通ずる需要がかさなって、運送の動きは高まった。 六甲 えの通路は確立していたが、 -山地を横切って南北の通運を図ろうとする動きは早くからあって、 た。 L か し灘地域で酒造業が進展すると、 **遠原郡灘目の通路は、** たとえば南方からは干鰯など肥料、 生瀬・西宮・昆陽・小浜など往還駅所 中 期以後天王谷越 北

推

量され

である。これを知った生瀬・西宮・小浜など五駅は、 めを大坂町奉行所に訴 こうして幕末期、 その推進者となったのが、 差し止められていた灘唐櫃越えの通路で え、 この時も奉行所は賃運送の停止を指示し、一応事件は収まったかにみえた **遠原郡東明村柴屋初三郎**、 万延元年 (一八六〇) 三月再びこの通路での賃運送差止 有馬郡切畑村戎屋利兵衛、 (前頁図26)、 干鰯 ・米などの運送が行 同郡西尾村権兵衛 わ など 始 25

賃運送を行うことに同意したので、 は、この段階で兵庫駅と交渉し、口銭などを納付するという条件で賃運送の承認を受け、 た享保~宝暦期以後、 る灘唐櫃越え荷運送業を再開したらしい。 天王谷越えの通路の方は、 駅周辺二里半以内は駅所の賃運送稼ぎ場と主張していたので、 駅周辺での賃運送の特権を持つ兵庫駅が、 通路の停止などには至らなかった。 兵庫駅では、 駅所以外の村々でも口銭を納めれ 東明村の柴屋初三郎ら こうした問題の起こっ 地元の牛を利用す

生瀬 そのことは、 西宮両駅からいったん訴訟が提起されながら、 文久元年(一八六一)八月、この灘唐櫃越え通路での賃運送が再開されていることに対して、 十一月になってその取下げを願い出ていることからも

貫文を納付するという条件で営業してきたとあることから、 牛については また時期は下るが、 ヵ年一役の駅所助成を勤めさせ、 明治四年(一八七一)の兵庫駅所記録では、 また横越え運送業の問屋からは口銭として一ヵ年銭四○ その条件についても想像できるであろう。 **遠原郡四ヵ村で賃運送に携わる一七三匹の**

湯山 運送の差止め **一灘新道賃** 横越え輸送でありながら兵庫駅側とは違った旧仕法墨守の展開になっている。 湯山と生瀬など街道沿い駅所の、六甲越え新道賃運送をめぐる争論は、 同じような六甲 この一連

の争論が起こったのは、 文政四年で、 湯山側が六甲越えで莵原郡北畑村に出る道を利用して、 灘向けもしく

は灘経由大坂向けの荷物を賃運送したことが問題となった。

差止めの約定書を相手駅側に差し入れて解決した。 稼ぎ場確保の必要があったものとみられる。奉行所でも湯山側に再考を求めたので、 その差止めを大坂町奉行所に提訴した。これらの駅所は互いに接近しており、浜側往還より交通量も少なく. 浜など在来の往還筋を通すべきであるにもかかわらず、新規の道を利用してこの本則を守らなかったとして、 生瀬・小浜・昆陽・伊丹など大坂寄り街道沿いの駅側は、湯山から荷物を賃送する場合は、当然生瀬・小 結局、 湯山側は新規道

ず一般の「銘々の稼ぎ荷」に当たり、もともと駅所には影響しないはずと主張した。 元産物に限って灘方面へ運送したとしても、これは手作物を歩行荷で運ぶのと同じことで、湯山町民に限ら くに安政元年 (一八五四) の火災以後入湯客が減少して、町の困窮も深まっており、 するが、灘回りでは一貫文で済むことをあげ、地元産物の出荷にはこの通路が必要であると訴えている。 問題になった。 ところが、万延元年再び同様の争論が起こった。この時は六甲越えでも菟原郡岡本村へ出る大場越え道が しかし、 奉行所はむしろ旧例踏襲の立場で湯山側に相手駅側と対談するよう勧め、 湯山側は、 六甲越えの利点として、小浜・生瀬・尼崎の往還回りなら一駄につき二貫文を要 湯山の仲仕のうちで、 この時も結局、 文政四

年と同じく新規道差止めという結末になった。

えで賃運送されている現場を押さえ、証拠として「炭荷物送り之通」を没収したという引合書が届けられて ところが問題はこれで解決しなかったことが、その直後に生瀬・小浜など四駅から、 湯山産の炭が六甲

いることからわかる。 この結果は不明であるが、 いずれにしても経済上必要となる運送や通路 は すでに

駅制 の矛盾はすでに深く、 その定賃銭の面からも、 駅所の賃運送への特権の面からも、 もはや時代の経

2 湯山町の復興

済

社会に対応しきれない状態にあったといえる。

所

の特権だけでは止められないということであったろう。

屋役や年行司が行い、 衛の二人が任命された。このように湯山町では、 して、年貢収納・村入用等の仕事については、後年に沙汰があるまで携わってはいけないと命ぜられている。 としての仕事は、 岸下又右衛門と川崎卯之助とに年寄役が命ぜられた。 年寄小入用方の角之坊伝兵衛が、年貢上納の遅延と村入用の増大を理由として、退役を命ぜられた。 この新任の年寄役から除外された年貢収納 湯山町の 7政刷新 米屋四郎兵衛が任命された。そして、この庄屋役を補助する年行司惣代に、 湯山 屋役が置かれるようになった。年寄役を務めていた岸下四郎左衛門と河内三郎右衛門お 神事・仏事祭式、 町では文政十三 (天保元) 年 (一八三〇) 閏三月十三日に、 町の開発町人に連なる年寄役の任務は、 湯泉場定例等の年寄役として儀礼上必要な行事だけに限られていた。 村入用の取扱いのために、新しく庄屋役が置 年貢収納 しかし、この二人は幼少であるという理由 ・町入用の管理等の町行政を新規に設置され 仏事 神事等の儀礼的な任務に限られること 年寄役の退役・交替に 深江屋茂兵衛と平野屋 かれることにな 伴って、 年寄役 そして、 よび た庄 庄

駅

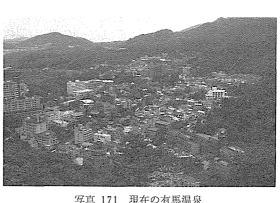


写真 171 現在の有馬温泉

た。

下四郎左衛門が

摂河両国払」の処分を受け京都に居住することにな

屋茂兵衛 あろうか、

役儀取り放ち、

過料の処分を受け、

また同四年五月に岸

開発町人として湯山町の行政を担ってきた人々に対し、

他の

町人の不

これら一連の町年寄や庄屋役の不正の具体的な内容は不明であるが、

信感が高まってきていることをうかがうことができよう。

○)の願書では八○軒余りとある)。 嘉永三年 (一八五○) の家数が二七一 窮状 湯山町の 安政元年 (一八五四) 四月十三日に湯山町で大火があり、 類焼し た家が一一六軒を数えたという (万延元年(一八六

元禄八年 (一六九五)、 一八〇九)等にあったことが記されている。 同十六年、 宝曆三年 (二七五三)、 明和三年(一七六六)、安永二年(一七七三)、 文化六年 であったので、

町内の四二・八%が火災に遭ったことになる。

『有馬温泉史料』によれば、

湯山町の大火は

治二(慶応元)年(一八六五)までの家数・人口の変遷を示した。 天保飢饉につづく安政元年の大火は、 湯山町に大きな打撃を与えた。 この表によると、 表 232 に、 嘉永三年に比べ安政二年で 弘化二年 (二八四 Ŧ. から元

になっ

たのである。

しかし、

天保二年十一月に庄屋米屋四郎兵衛、

年役

(年行司か)

深江

この新体制においても、これまでと同様不正があったので

第六節 陸上交通の変貌

表 232 湯山町の家数・人口(1)

		項目		弘化 2 年 (1845)	嘉永 3 年 (1850)	安政 2 年 (1855)	文久 2 年 (1862)	元治 2 年 (1865)
家数		高持人		216	部 215	199	軒 218	1
		無高人		30	32	35	71	311@
		寺院・庵等		21	24	24	24	J
		合 計		267	271	258	313	311
		男		692 ^人	671 ^人	616	637 ^人	619 ^人
	内	女		685	658	616	598	576
		僧		22	21	18	16	15
	訳	尼		3	2	2	2	2
		合 計		1, 402	1, 352	1, 252	1, 253①	1, 212
		出生 男		14	7	4	4	29
人		〃 女		16	16	10	12	13
	増	婚姻・養子等	男	10	2	0	9	11
		"	女	8	4	2	0	7
	加	譜代・奉公人等	男	9	1	0	10	0
	n	"	女	6	3	2	0	0
	分	僧尼等		0	0	0	0	0
		合 計		63	33	18	35	60
		病死 男		9	20	11	16	4
	\	〃 女		16	16	3	19	11
	減	婚姻・養子等	男	2	1	4	0	1
		"	女	11	7	0	0	0
	少	譜代・奉公人等	男	1	2	12	5	0
	α.	"	女	5	4	0	7	0
	分	僧尼等		0	0	0	0	0
		合 計		44	50	30	47	16
		前 年 比		+19	-17	-12	-12	+44

⁽注) ① 60歳以上77人, 15歳以下348人。

② 棟数合計555棟(温泉家1,家311,土蔵110,座敷9,納屋28,寺院11,堂宮末社48,社家1, 庭2)。

は、 Ų, が、 家数が一三軒、人数は一〇〇人減少している。 家数は五五軒増加し、 火災の跡の復興が順調に進んでいるようにみえる。 五年後の文久二年(一八六二)には、人数はほぼ変化がな

たため、 しかし、万延元年に減免を願い出た文書によると、火災復興のために拝借した銀一○貫匁も上納銀に充て 復興が進まず、 類焼人のうち五〇軒ばかりが空地のままで、 家を再建することもできない状態であ

の時の定免切替増は米三合であった。

るので、

本年からの定免切替に際し、

年貢率を引き下げてほしい旨を願い出ている。

この願書のためか、

拝借銀を願い出るとともに、隣領の三田藩領から米を買えるようにと願い出ている。 幕末の世情不安が影響して米価が高騰した慶応二年六月には、 窮乏町民の救済のために五○貫匁の

その歩みは必ずしも順調であったとはいえなかった。

有馬温泉の町として復興への努力を重ねていたが、火災の影響や世情不安によっ

このように、

湯山町は、

四二七軒の内訳は、 況についてみてみよう。 湯山町の家・人口について、「家別人数寄訳帳」という史料によって、文政十二年から天保十 年までの変遷(宝永七年・天明八年を一部付加)を示したのが表別である。まず文政十二年の状 高持百姓が三六○軒(八四・三%)、無高の百姓は四○軒(九・四%)で、大半が高持百姓で 家数は四二七軒で、約四○年前の天明八年 (一七八八) に比べ、六七軒減少している。

作高となっている。

あったことがわかる。

斗二升二合余で、そのうち一七六石九斗三升余が小前百姓の持高で、残り一一七石八斗九升一合が村持と出

この年の湯山町の石高は三二七石一斗八升一合で、諸引高を引いた残高が二九四石八

つまり、高持百姓三六〇人で小前百姓の持高を割ると、一人平均四斗九升一合余と非常

第六節 陸上交通の変貌

表 233 湯 山 町 の 家 数・人口(2)

		項 目	宝永7年 (1710)	天明8年	文政12年 (1829)	天保6年 (1835)	天保11年 (1840)
寄	₹	高持人 無高人	軒	 } 483	360 40	300 26	176 24
**	(r	寺院・庵等		11	27	27	29
数		合 計	560 (800) *	494	427	353	229
		男	1, 312	٨	866 ^人	804 ^人	613 ^人
	内	女	1, 318		847	809	618
	1.1	僧			29	26	22
	訳	尼			5	3	3
	μ.	その他			0	0	0
		合 計	2, 630	1, 909	1, 747	1,642	1, 256
		出生 男			13	9	12
人		〃 女			20	11	13
	増	婚姻・養子等	月		23	20	10
		"	女		31	38	12
	加	譜代・奉公人等	男		2	9	20
		"	女		0	6	23
	分	僧尼等			1	3	0
		合 計			90	96	90
		病死 男			43	10	17
数		〃 女		A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	31	17	18
	減	婚姻・養子等	男		7	14	5
		"	女		11	17	16
	少	譜代・奉公人等	男		14	8	29
	_	"	女		21	8	26
	分	僧尼等			5	1	4
		合 計			132	75	115
		前年比			-42	+21	-25

(注) *竈数

に零細であったことがわかる。

この表によれば、

ている。 減している。 家数一二四軒、 年の間に、 となっている。 には「天保五年より、 る家が多く、 よらやく露命をつなぐ惨苦の様子である。 その救済に尽力し、飢民が救われることになったとある。また、 湯山町の年寄正直屋喜右衛門、庄屋米屋嘉蔵・平野屋源次郎等が、 この碑文によると、天保七・八年に全国的に飢饉となったが、 家数で七四軒、人数で一○五人の減少となっている。 借財のために、大坂や池田の商家の抵当となり、 この急激な家数・人数の減少については、極楽寺にある鍋屋多右衛門の碑にその理由が記され 誠に愁傷の極みである」とある。 人数三八六人が減少し、文政十二年に比べると、 不作がつづき (中略)、 湯山町の家数・人数ともに減少傾向にあることがわかる。 湯山にても数多くの村民が、 よって湯治客もほとんど皆無となり、そのため湯屋も休業す 十二坊のうち九坊までが廃業し、所在が不明 家数で五三・六%、人数で七一・ さらに、天保六年から同十一年にかけては、 有馬が最も悲惨で、 **渇命の御救を賜** 大阪府池田市の「林田家雑記録 唐櫃村の庄屋鍋屋多右衛門と相 っている窮状とな 戸口が半減する 九%に激

であったことが知られ このように、 湯山町が、 天保の大飢饉の影響を受け、 戸数・人口が半減し、 休業する湯屋が続出する状態

のに、 正を訴う 自分の持高については引き下げられなかったこと、 安政二年冬に湯山町の八百屋新九郎が、 年行司の取調べを願い出ている。その疑問点とは、⑴天保八年に年貢高が引き下げられた 八カ条の疑問点をあげて、 (2)天保元年に町年寄に代わって庄屋役が置かれた 代官川上金吾助に 町 役人

文政十二年から天保

び

この三人の就任を認めてくれるように一村残らず連印して願い

出

てい

る

が 勝手に所有している訳、 る 以後明細帳などを小前に見せなくなったこと、 等々、 仏事を勤めていること、 町 役人の不正 (7)湯山町 の条々を書きあげ、 会所は、 (5)庄屋年寄役席に碁将棋盤のあること、 本来年行司 町入用 (3町支配の山林売払い代銀等のこと、 の徴収にも疑問点があることを追記し、 0) 者の寄合場であっ たのに、 (6)役在任中に、 庄屋年寄役席に (4) 本 田 I畑等 その是正を願 陣 は ts 0 地 神 7 式 面

Us

出てい

兵衛に 屋嘉蔵にも不正があったこと等が発覚してい その後の動静を奉行所に届け出ている。 0) ついては、 願 の影響に 報告されている。 「右四郎兵衛義、 よるのだろうか、 ところがその後代官所の役人が湯山町に出張し、 去る天保八年に病死 安政三年十月五日に庄屋嘉蔵が天保二・ 天保二年十一月に役儀取り放ち、 L 倅喜兵衛という者が、 過料の処分を受けた庄屋米屋四 四年に役を取り放たれ 四 万端取調べが行われ、 郎兵衛と改名し、 た者 相続 庄

であろうか。 従来の町年寄に就く家柄の者の互選で役を決めていたのでは、 そして、 翌年四月には庄屋嘉蔵・年寄源次郎が退役したあと、 町 人に よる選挙によって、 庄屋役には御所坊四郎兵衛、 同じような不正が横行する体質にあ 小 前 年寄役に米屋喜兵衛 0) 者が入札でその後任を決めて 織屋卯兵衛 たため

K そして、 なったのであろう。 このように、 同年十月一 湯 Ш HT 日に代官白石忠太夫から、 前 0) 町役人層の選出に小前の町人が参加するようになり、 述の安政二年 Ó 八百 屋新 湯山 **光郎** 町 0) 願 0) 庄屋 書は、 四郎兵衛、 安政四年 年 五月に取 -寄卯兵衛、 町行政も明朗に行われるよう り下げら 百姓代仙太郎 れて 温 泉

があり、 取締庄右衛門 唐櫃村太右衛門と神戸村四良太夫が立ち会い勘定させたところ不正がなかったことがわかったので、 ・九兵衛、 年行司惣代治三郎たちが召し出され、 白洲において先役人との勘定に 9 いての争

今後は腹蔵なく談合し、我意を立てないようにと申し渡されている。

こうして、

天保初年から続いた町役人についての疑義は解消され、

町人が町役人を選出するなど新しい体

制の下で、 湯山町の町政が行われることになったのである。

この 四年三月に谷上村の板屋越三郎に屋敷地をはじめ名代客屋株・客帳面・湯女株とともに売却されている。 せることができなくなる者が続出したことがある。 に願いを取り下げることになった。ただ、湯料・席料一人前一廻り銀三匁五分とすることが決められている。 湯屋の申 池坊の改革案が出された背景には、 十分な話し合いが行われていなかったため、 天保九年に湯屋の池坊治三郎が、 天保飢饉によって湯山町が荒廃し、入湯客が減少し、 湯屋仲間の改革仕法を願い出たが、 例えば、有馬温泉十二坊の一つであった禰宜屋が、 湯屋仲間一統と相談のらえ、 これについては仲間 同十年五月二十五日 家業を存続さ 内

の宿屋は裏町のようになり、二の湯係りの宿屋ばかりが繁盛するようになった。そのため、 の湯係りの宿

嘉永七年四月に大火があり、

その再建にあたって、

古例に背いて建て替える者があり、

の湯係

ŋ

屋が、二の湯の東北角に「一の湯」という目印を建てたいと安政四年四月に願 い出ている。

専業にしているのは四~五軒にすぎないと、 この願書には、 一三〇軒余りあった宿屋が、近年減少し、 有馬温泉の衰退ぶりが述べられている。湯屋とともに宿屋 客屋仲間 ・湯山一六町の年行司、 ようやく三〇軒ばかりとなり、 そのうち宿屋を 一の衰

退も甚だしい。

このような現状を回復するべく、

温泉取締·百姓代

` 年寄

写真 172 有馬温泉の明神祭 (『摂津名所図会』)
(7) (6) (5) (4) (3)

3)湯女は、遊女・仲居のような所業をせず、入湯客の世話

(2)

遊興客でなく病人客を大切にすること。

(1)

質素倹約を旨とし、

入湯客を親切に世話し、

土地繁盛になるように心がけること。

また客宿で料理茶屋

のようなことはしないこと。

申合書は、全文二○カ条からなっている。

主要なものを列挙してみよう。

申合書が安政四年四月に取り決められてい

この

庄屋そして郡中惣代の唐櫃村太右衛門も立ち会って、

- (5) 道筋の宿屋・茶屋や駕籠人足に頼んで、客引きをしないを記しておくこと。 とれん 名 客宿・旅人宿ともに宿帳をつくり、宿泊人の住所・氏名
- (6) 鴛籠人足には、客から頼まれても酒飯を出してはいけなないこと。もし違反した場合には営業を停止されても申し分がこと。もし違反した場合には営業を停止されても申し分が(5) 違節の宿居・著居や鴛鴦人長に頼えて 名弓きをしたい
- つき一廻り分、上は一匁八分、中は一匁四分、下は一匁二そのほか道具損料として、銀三匁五分とする。蒲団一帖に、 入湯人自分賄、一人につき一廻り分、座料・湯料・家具

分とする。

(8)旅籠は、一人につき、上は二匁五分、 中は二匁、下は一匁八分(ただし朝夕両度分)、このほかに一 日につ

862

(9) 一六町の年行司一人あて、前々の通り決めること。

き五分ずつ湯料を申し受けること。

(11) (10) 湯泉掛り・神事会式・客宿取締の者、三人あて決めること。

中に約定している。このことは、少しずつ湯治客も増加し、宿屋の営業も軌道に乗ってきたことを物語って の商人と宿屋が取引をしないこと、一ヵ月に銀一六匁ずつ温泉家作手伝参加として支払うことを温泉客屋惣 また、文久三年十一月には、宿屋出入の商人たちの仲間が申合せを行い、正路の販売を行うこと、 上で聞き入れない者は役所に訴え出ること。 このように、湯屋同士が共存共栄をはかるべく申合書が作成され、有馬温泉の復興を目指すことになった。 毎月二日に、会所にて町役人と温泉取締の三人が話し合い、右の旨に背く者があれば、申し諭し、その

てきたことをうかがらことができよう。 また、有馬温泉の利用客も、病気療養を目的とした湯治客のほかに、現代の温泉地観光的な人々も増加し

たことが注目される。 有馬温泉 23のようになる。この時期には、実学の発展により、温泉を科学的に調査したものが作成され 近世後期に出版された有馬温泉関係の版本類を、 大和高取藩医の柘植彰常は、 有馬兵衛の元式等の依頼により、 成立年代不明のものも含めて表示すると、 泉源を浚渫して温泉の

第五章 幕末の社会

第六節 陸上交通の変貌

表 234 有 馬 温 泉 関 係 の 写 本・版 本 等 (3)

表題	作 者	成立年代	種 別	備考
有馬節	田中久右衛門	寛政 7 (1795)	歌謡	有馬横坊
ありまぶし温泉 小唄集		文化 3 (1806)	歌 謡	
有馬温泉記	楫木敬勝	n 12(1815)	地 誌	有馬の人
温泉論・温泉論附録	柘植彰常	// 13(1816)	医 学	大和高取藩医
新版ありまぶし		文政 9 (1826)	歌 謡	
滑稽有馬紀行	福智白瑛	// 10(1827)	滑稽本	
有馬温泉功能略記	宇津木益夫	天保 9 (1838)	医 学	名古屋の医家
有馬地誌		天保年間(1830~43)	地 誌	
有馬の秋	従三位国福	弘化 4 (1847)	地 誌	
有馬温泉記	柘植竜州	嘉永 1 (1848)	医 学	
有馬温泉紀行	西沢一鳳軒	// 3 (1850)	紀 行	
有馬由来記	月花楼栗圃	文久 3 (1863)	地 誌	
温泉分析法		" 3 (1863)	医 学	
有馬入湯入用記	畑中六兵衛	慶応 2 (1866)	紀 行	河内柏原の人
有馬温泉考	新宮凉樹他	<i>"</i> 3 (1867)	医 学	
有馬入浴日記	吉田東洋		紀 行	
有馬日記	無庵琴石	幕末	地 誌	
有馬懷鑑			地 誌	
有馬道知辺			地 誌	
有馬温泉明石道之記			地 誌	
有馬温泉道之記追加			地 誌	
有馬温泉記	松下見林		紀行	
有馬温泉由来			地 誌	

⁽注) 種別は、『国替総目録』の分類を基準とした。

資料: 『有馬温泉史料』上·下, 『国書総目録』

勢いを回復させた。 貴顕の入湯 温度が下がり水のようになったこと、安永七年の姫路藩主酒井雅楽頭忠以、 泉質の優秀であることを説いている。 のないこと、文化六年に大火があったこと等が述べられている。 この時に書かれたのが文化十三年の「温泉論」 この中には、 天明三年七月の浅間山の噴火によって、 および「温泉論附録」である。 また、 翌八年の高取藩主植村家利以来、 泉源の浚渫の様子が記さ 有馬温 これには 温泉の湯

れている。

この柘植の指導により、再び有馬温泉はよみがえったのである。

だらいまたは金だらいにて側にくみ置き、時々面部を洗うことだという。そして、一浴に二~三度これを行 やすいように入湯の方法を仮名書きでやさしく述べたものである。 えばのぼせることはないと、 いで湯をくみ、 「有馬温泉功能略記」を著している。 例えば「枕湯」について、柘植は、 天保九年九月に、名古屋の医家宇津木益夫が、有馬入湯の節、兵衛治郎左衛門等の要請により、 両肩より腹、 背中にそそぎ下すことであると述べたのに対し、宇津木は、 自らの体験を述べている。 前記の柘植彰常の「温泉論」 初めに杓をもって湯をくみ、板面を温めてその処に座し、つ が漢文体であったので、広く庶民に読み 部柘植との見解の相違も記されていて 入湯のとき水を手

れていることを、人々に伝えようとしていたのである。 植 宇津木の両人は、 医師であり、 自身の入湯の経験をふまえ、入湯方法を記し、 有馬温泉の効能

を訪れたりもしているけれども、

温泉に入って寮養することであった。 温泉場といえば、 現代では観光地というイメー もっとも、 ジが強いが、 湯治の間に温泉場の著名な寺社や名所旧 もともと温 泉場に行 で見 的 は

あくまでも湯治が目的であった。

864

跡

『新板 ありまぶし』 写真 173 (部分) 子等 再び、 人 また、 外湯に入り、 る てい 能略記」 こ の た時 また、 た j る。

記 幕末の が残されてい 慶応二年四 . る。 月 この記録によって、 K 河 內柏 原 (大阪府柏原市) 湯治の様子をうかがうことにしよう。 0) 畑 中六兵衛光輝 が、 有 馬 温 泉に来た時 0) 有 馬入湯入用

祝儀を渡した。 Ш 寺に参詣 PU 月十三 日に 入湯客の大半は自炊であったが、 米谷 畑中 ら三人 生瀬・ は 船坂を経て有馬温泉に着き、 自宅を出、 잳 野 玉造・ 到着後の一 心斎橋 兵衛に着い 口 目 十三の渡しを経て伊 の食事だけは宿屋が用意してくれたとい た。 まず、 宿の主人・ 丹に泊 湯女や下 る。 +74 Ħ

年五月に京都の三井家五代目高英の妻静が、 ら入湯したとある。 湯女等に心付けを渡している。二十七日に二廻りを済ませ 記し のことに 宿の主人・ 8 その間、 のことであろう。 温 7 同 泉功能記」 宿 宿では自炊をし、 時 い か ら通が 期 ふれてお る。 湯女等に心付けを渡し、 K 湯 この本 15 湯 Ш 渡され、 町 が お 治に来た淡路島 たこう。 ;当時 宿 内の寺社を参詣 二十日に は、 の備え付けであり、 の入湯の様子を知るため 城崎 前 米 、崎温泉内の寺社に参詣したりし 述の宇津木益夫の 酒 温 廻りとなったので、 泉でも有馬温 0) 稲 味噌等の買物をして 二十八日に帰路 田 名所旧 城崎温泉に湯治に行 氏の後室の その本を読んで !跡を訪 泉と同 「有馬温 入湯 文化 宿の 様 ね K 0) 7 9 泉 兀 主 功

城

中

十日で三廻り、六月二十一日に五廻り、二十六日に六廻りし(一廻りは五日間)、二十七日に城崎を出発し、 由して、 ていることが記されており興味深い。一行七人は、五月九日の朝に京都を出発し、 十四日に城崎に着き、大津屋七右衛門方に投宿した。十六日~二十日までに一廻り、二十一日~三 綾部 福知山・宮津を経

3 幕末の海陸交通

石

舞子・兵庫を経て、七月六日に京都に帰っている。

然ロシア軍艦ディアナ号が紀淡海峡から進入し、兵庫沖に至ったときも、人々は驚くよりかえって珍しがり、 蒸気船の 入港増加 兵庫の人々小渡海茶船に乗り、見物に参り、その船へのり、唐人は唐人おどりなどいたし、よろこび見 こと厳しく御差止めに相成り、 せ候、それより兵庫灘乗回し、 交のない外国船が進入してくるという例はなかった。嘉永七年 (一八五四) 九月十八日の朝、 ペリー の来航によって、急速に外国船への緊張は高まったが、外洋に面していない大阪湾へ国 御公儀様ことのほか御混雑に相成り(「上田家文書」) 大坂川口伝法沖に碇をおろし候ところ、御番所様より右の船見物に出候

藩を動員して警戒にあたった。 というような状況であったという。 驚いたのはむしろ幕府側であったろう。 急遽明石、 尼崎をはじめ近在

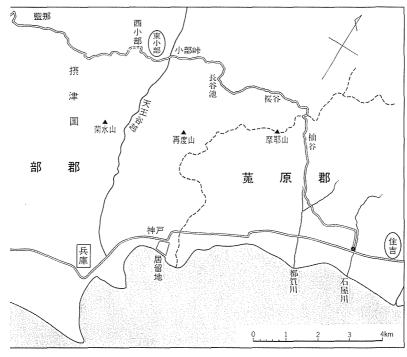
寺の普照院・隣松院に宿泊、 ついで文久元年(一八六一)五月七日、イギリス公使オールコックらは乗艦で兵庫に来航し、 翌日津中を見物したし、また同年イギリス船リングダブ号は兵庫沖の測量を実 その日は薬仙 上刻当津へ御着、

施するなど、海上の情勢はようやく幕末のあわただしさを増し始めた

山 和船ほど風待ちの必要もなく、 高官の上京や摂海検分には、 た交通体係の変化を促したとみられる。そのため兵庫での蒸気船用石炭の需要が高まり、 る大型蒸気船を利用する海陸交通の接点となり、 の船を含め、 月前後は、 に同四年一月の将軍上洛の時は、 や大藩では西洋型船を所有するようになった。そして文久二、三年と朝幕間 幕府 などから搬入されている。 はペ 兵庫に、 リ | 常時一○艘ほどが、 来航後、 翔鶴丸、 これまでの大船建造の禁止を解いて海防に備えるよう指示したので、 朝陽丸、 この時期沿岸航路のうちでは東海・ しばしば蒸気船が利用されるようになり、 海上での大人数の移動をも容易にしたということであり、 時に出入もあったが、停泊していたという。 一行は幕府艦隊をもって海路大坂に至っており、 順動丸、 **幡龍丸など幕府の艦船をはじめ、** 陸上での通行も増大していった。これは、 山陽の両道沿いがもっとも重要であった。 兵庫への入港も頻繁になっ の緊張が高まった頃に こうして兵庫は、 薩摩、 元治と元号が変わっ 福岡、 肥前三池·長門元 そのことがこうし 蒸気船が従来の 佐賀など諸藩 しだいに 京坂に た おお た二 幕府 幕府

 $\mathcal{F}_{\mathbf{L}}$ きた情報でみると、 雲丸御船へ 日西宮御立、 としての兵庫津 海陸交通の接点 御乗組」 当津御 「御大砲組六拾人ばかり明七日大坂御発足、 軍は、 この通行体系の変化を端的に示したのが長州再征軍の西行である。 泊 (北浜会所記録二月七日付)、「御持小筒組 慶応二年(一八六六)に入ってしだいに進発し始めたが、その様子を兵庫に入って 御軍艦へ |御乗組」「歩兵組百弐拾人明七日西宮立にて御越、 (1七六人) 当津御一泊、 并に御歩兵方 (一四人) 当月十一 加古川御泊」「同百人ば 当津小休、 大坂に集結した幕府 夕食の上 かり十 Ħ

御滞留の上、昨十六日午中刻当津御碇泊大江御艦へ御乗込み」「大砲組高尾惣十郎様その外



(西国往還付替道)

であろう。

宿場としての宿泊施設では、旅宿不こともある。そうなれば陸上交通のこともある。そうなれば陸上交通の

大刻当津へ御着、御滞留の上、今辰下 刻当港御碇泊順動御艦へ御乗込み」 同二月十日付)といった形で、陸路を 同二月十日付)といった形で、陸路を 西行する部隊もあったが、兵庫で幕 西行する部隊もあったが、兵庫で幕 西二月は、少なくとも順動丸・大 この二月は、少なくとも順動丸・大 この二月は、少なくとも順動丸・大 この二月は、少なくとも順動丸・大 この二月は、少なくとも順動丸・大 この二月は、少なくとも順動丸・大 この二月は、少なくとも順動丸・大 この二月は、少なくとも順動丸・大 この二月は、少なくとも順動丸・大 この二月は、少なくとも順動丸・大 に表して、兵員の輸送にあたってい る。このうち八雲丸は親藩の松江藩 る。このうち八雲丸は親藩の松江藩 御支配向様 (一四五人) 当月十五日午

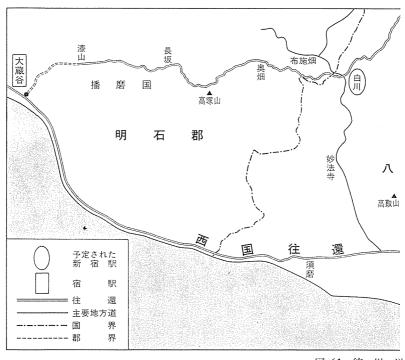


図 61 徳 川 道

は、兵庫奉行に任命された柴田剛中を通るように付け替えるという計画を通るように付け替えるという計画を通るように付け替えるという計画を通るように付け替えるという計画を通るように任命された柴田剛中は、兵庫奉行に任命された柴田剛中

路を利用するという交通体系の新し 部分となっていった。 網が確立するまでは主要な交通の の接点が神戸に移っていくが、 い変化は、 の特異な例ではあるが、 類もこれ有り」といった混雑が起こ 宿相勤めがたく、 御着き相成り候ては、 足の事態にも陥り たのも当然であった。 以後も続き、 尤も御用長持火薬 かね 15 五ケ町に これは戦時 開港後はそ この沿岸航 鉄道 て御 追 K

の発想によるもので、

むろん外国

る 生田川寄りの一角 (神戸) に造成し、 との衝突を避けようとしたためである。 (雑居地)と定められていたから、 居留地以外にも、 外国人との接触を避けてこれを迂回するとすれば、 幕府が諸外国と折衝の結果、 外国人は神戸の町で家屋・土地を借用することができ まとめた開港の実施案では、 六甲山地の北側を通 居留 地 は

るしかなかったであろう。

交いにも不便で、 月七日)までに、 通って姫路に至る古道を利用するのがよいと、いち早くその付替案を建議しており、 あったろう。 兵庫奉行柴田剛中はかつて横浜開港にも関係し、洋行の経験もあり、 連の施設建設を幕閣に上申しているが、この西国往還についても、 この建議が幕閣の承認を受けたのは慶応三年七月のことで、 慶応三年五月に任命されると、 その準備期間はわずか五ヵ月にも満たなかった。 開港後外国人が通行すれば、 江戸出発前に早くも居留地を中心とする運上所 衝突事件は避けられないとして、大坂から六甲山 開港(一八六八年一月一日、 もともと道幅の狭い所もあり、 開港準備の事業にはまさに適任者で それがことのはじまり 番所・ 慶応三年十二 地の北側を

た。 の造成をはじめ諸事業をいっせいに始めなければならず、とても奉行一人ではさばききれる状態ではな 柴田から 0) 準備期間の短さは、 の要請もあって、 開港の勅許降下が延引して慶応三年五月になったためである。 幕閣では、 往還付替の事業を別に大坂谷町代官斎藤六蔵と勘定役松野銑 その結果、 居留地 干郎 カュ 9

莵原郡石屋川で往還から分かれ、 付替事業を担当することになった斎藤 杣谷・摩耶山を経て東小部村、 松野らは、 実地を検分したらえ同九月、 藍那村、 白川村とたどり、 当初の計画を変更して、 さらに摂播国境

に分担させることにした。

表 235 西国往還付替道と工事分担

(単位: 間)

通 過 村	距 離	工区	下請負者 距	離
石屋村	32	1	住吉村など7カ村自普請	437.5
石屋村徳井村立会	52	2	住吉村藤左衛門・清八	428.5
徳井村	353, 5	3	住吉村新平	268
平野村	37	4	篠原村弥兵衛	624
徳井村	27	5	新在家村儀三郎・喜太郎	198
徳井村高羽村立会	57. 5	6	大坂片町卯之助	400
高羽村	274	7	住吉村石工太郎右衛門ほか	331
八幡村	405.5	8	鍛冶屋村庄屋市左衛門	142
篠原村	629	9	住吉村石工仲惣代善兵衛ほか	337.5
篠原村など13カ村立会	3, 878. 5	10	兵庫永沢町石工茂助	450
東小部村西小部村立会	2, 197	11	明石石工六兵衛	372
西小部村	1, 267	12	兵庫神明町明石屋惣左衛門	
藍郡村	1, 269		ほか	184
東尻池など4カ村立会	730	13	荒田村庄屋勘三郎ほか	250
白川村	1, 353	14	熊内村年寄宗兵衛・荒田村 庄屋勘三郎	1, 254, 5
布施畑村	1, 162	15	三木郡前田町龍吉	610
奥畑村	310	16	石井村菊蔵	1,068
門前村	40	17		2, 195
下皆発村	256	18	石井村利兵衛	804
小寺村	891	19	藍那村庄屋儀太夫	813.5
長坂村	1, 283	20	奥平野村藤左衛門	1, 188
漆山村	*628 (1,606)	21	白川村庄屋佐左衛門	944
大蔵谷村	799	22	大蔵谷村惣代庄屋伊勢屋茂 作ほか	6, 464. 5
合 計	18, 909		合 計 1	9, 764

(8里27町9間)

⁽注) * 仕様飯などからみてとくに短く、()は史料記載合計から逆算したもの。 工区距離には岩切取延長なども含む。



徳川道(和谷峠付近)

二〇〇両で落札、 同十一月には工事の入札が実施されて、 白川村 新しく宿駅を住吉村(御影村を合宿)、東小部村(合宿は西小部・藍那村など)、 に節約できるとして、 方法として採られたのが、 結局幕閣もこれを認めたので、

(合宿は車・布施畑村など)に置き、兵庫は廃止される計画であった。

六甲山地に分け入る新路線に変更され、

八部郡石井村の谷勘兵衛が一万九

するほうが、

姫路まで二〇里余の長距離を整備するより、

期間

費用とも

削

この新道付替案を上申したのである。

この新道では

明石大蔵谷で再び往還に合流する全八里余の新道を開

0)

Ш

地を通って、

徳井・東明・ の道程二一区が下請者に分割された。 区間では石工仲間の請負が目立っているが、東小部 村としても利便を受けるという理由で、 新在家・大石の七ヵ村が、この新道によって、 の東端石屋川堤から徳井村に至る八丁余につい たとえば摩耶山 自費をもって自ら工事を実施したいと申請した。 ・藍那・ かか 酒造米や山から切り出した石の輸送とい る杣谷の部分には岩切り開きの工程が 白川など沿道村々では、 ては、 村がその一部を請け 住吉 その 御影·石 ため あ った面 残

負うとい

ら場合もあ

つ た

(表235)。

仕様帳によれば、

道幅は平均二間、

道路中央部を一尺ほど高くする蒲鉾型につくり、

法面

は

割法とし、

872 第五章 幕末の社会

新道

工区を分割して同時並行的に施工するという方

式である。そのため分割した工区の下請負者が募られた。ところが、

工事に取り掛かることになった。

この時工期を短縮する

「徳川道」の名で登山道として利用され、

現在にもなおその面影を残している。

それより高 ほ に 流れに配置した石を踏んで渡る飛び石渡りが二一ヵ所、 い場合は留め芝・筋粗朶を入れて踏み固める、 橋は幅一間土橋作りとするとあり一 石置渡しが一カ所あっ た。 工事施行中に 四カ所、 その

谷など一部路線で変更もあって、完成時の道程は八里二七丁九間となっている。

戸沖に 迂回する新道が造成されることになり、 設までというと、 ように起こし返され、 意を払わなか えてきたかもしれない。 六蔵らは道路 慶応四年一月、 月たらずの間 慶応三年十二月七日開港のその日は曇り空で、 整列した外国軍艦が正午に放った祝砲と、 ったのであろう。 工事の完成状況を検分するため、 のことである。 1 この段階ではまだ完成していなかった。 わゆる神戸事件を起こした岡山藩の部隊も、 その全貌は早く失われていった。 とにかく道路の工事だけは一応完成したが、 そして幕府崩壊後の慶応四年三月、 その混乱で、この往還完成のことはついに公的には触れ出 この付替道は廃止となって、 同 それに応えた幕府軍艦の応砲の響きが、 日朝篠原村を出発し、 朝方から強か ただ部分的に杣谷や摩耶山裏の桜谷などでは、 その後鳥羽・伏見で倒幕戦が始まるまで、 った風は昼ごろには凪いだという。 おそらくこの往還付替のことにはあまり注 新政権のもとで神戸居留地付近だけを小 付替えで田畑を潰した所などはもとの 往還として人々が利用できる宿駅の 杣谷を登っていたから、 され 山道の途中で なか あるい 代官斎藤 つ わずか その は 施

を要請 谷家からこの工事請負代金などの入っていた箱四個を持ち去っている。 日のことになるが、 したが、 ついに採り上げられなか 倒幕戦が始まって進駐してきた長州奇兵隊第二中隊は、 ったという。 谷家では後年兵庫県にこの返還 幕府方金穀を接収するとし